

特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物の発生施設について

1. 特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物の発生施設の指定について

これまで、特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物の発生施設については、水質汚濁防止法等に基づく特定施設から有害物質を含む廃棄物が排出されるおそれがある場合には、当該特定施設及びそこから排出される廃棄物の種類を廃棄物処理法施行令第2条の4で指定し、一定以上の有害物質を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物として指定している。

このことから、1,4-ジオキサンについても、同様の考え方にに基づき、特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物の発生施設を指定してはどうか。

2. 1,4-ジオキサンを含む廃棄物等を排出する施設について

(1) 基本的な考え方

1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物が発生する施設及び当該施設から発生する廃棄物の種類について、以下の考え方にに基づき指定してはどうか。

① 1,4-ジオキサンを含む廃棄物が発生する施設

1,4-ジオキサンを含む廃棄物が発生する施設については、当該施設を特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物が発生する施設とし、当該施設から発生する廃棄物の種類（廃油、汚泥、廃酸又は廃アルカリ若しくはばいじん）を指定する。この際、廃油が発生する施設については、その処理物が「汚泥、廃酸又は廃アルカリ」に該当することもあることから、これらについても特別管理産業廃棄物に指定する。

② 1,4-ジオキサンを含む排水が発生する施設

1,4-ジオキサンを含む排水及びその処理物が産業廃棄物（汚泥、廃酸又は廃アルカリ）として処理される可能性もあることから、当該排水が発生する施設を特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物が発生する施設とし、当該施設から排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリを特別管理産業廃棄物に指定する。

(2) 廃棄物中の1,4-ジオキサン濃度等に係る実態調査結果の整理

平成22年度に実施した実態調査結果から、1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を排出する経路は、表1のとおりとりまとめられ、これらの経路において、1,4-ジオキサンの発生施設及び当該施設から発生する廃棄物の種類を別表のとおり整理した。

表1 1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を排出する経路

I	1,4-ジオキサン製造
II	1,4-ジオキサン使用 (i) 原料、溶剤又は洗浄液として使用 (ii) 原料中に含有
III	1,4-ジオキサン副生成
IV	1,4-ジオキサンを含む廃棄物の焼却

(3) 特別管理産業廃棄物として扱う廃棄物の発生施設の指定（案）

① 1,4-ジオキサン製造及び1,4-ジオキサンを原料、溶剤又は洗浄液として使用している施設

これらの事業に伴い排出される1,4-ジオキサンを含む廃棄物について、当該廃棄物が発生する施設を指定してはどうか。

② 1,4-ジオキサンを含有する原料を使用している施設

1,4-ジオキサンを含む塗料を用いて塗装を行っている施設からは、高濃度の1,4-ジオキサンを含む廃棄物が排出されていることから、当該施設を指定してはどうか。

一方、合成ゴム製造における水洗施設については、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づく届出において1,4-ジオキサンの排出が確認されているが、当該事業者への個別の実態調査の結果、合成ゴムの原料として用いられている2-クロロエチレンビニルエーテル（CEVE）を製造する際に、1,4-ジオキサンを含む廃棄物が発生していたが、現在はCEVEの製造は行われておらず、CEVEに副生物として含まれる微量の1,4-ジオキサンを含有する廃棄物が発生しているのみである。このため、当該施設については、今後の状況を注視し、必要に応じて発生施設としての指定を見直すこととしてはどうか。

③ 1,4-ジオキサンを副生成する施設

ポリエステル樹脂、界面活性剤の製造施設、エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設及びエチレンオキサイドを使用する事業所において、

1,4-ジオキサンを含む廃棄物が排出される施設については、当該施設を指定してはどうか。

④ 1,4-ジオキサンを含む廃棄物の焼却施設

1,4-ジオキサンを含む廃棄物を焼却している施設において排出されるばいじんから 1,4-ジオキサンが検出されたため、1,4-ジオキサンを含む廃棄物の焼却の用に供する産業廃棄物焼却施設を指定してはどうか。

⑤ その他

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供される洗浄施設」については、その性質上 1,4-ジオキサンが排出される可能性があることから、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物と同様に、当該施設を指定してはどうか。

別表

1, 4-ジオキサンを含む廃棄物の発生施設

	製造品	工程	廃油	汚泥、廃酸又は 廃アルカリ	ばいじん	
I	1, 4-ジオキサン	製造施設	◎	◎	—	
II	i	合成樹脂	混合施設	◎	○	—
			縮合反応施設	◎	○	—
			静置分離器	◎	○	—
			水洗施設	—	◎	—
			遠心分離機	—	○	—
			排ガス洗浄施設	—	○	—
			湿式集じん施設	—	○	—
			表面処理施設	◎	○	—
	医薬品	混合施設	◎	◎	—	
		ろ過施設	—	◎	—	
		分離施設	—	◎	—	
		排ガス洗浄施設	—	○	—	
	その他有機化学工業製品	混合施設	◎	◎	—	
		水洗施設	—	◎	—	
		ろ過施設	—	◎	—	
		排ガス洗浄施設	—	◎	—	
		蒸留・回収施設	◎	◎	—	
ii	金属製品等	塗装施設	◎	◎	—	
	合成ゴム	水洗施設	—	△	—	
III	ポリエステル樹脂 エチレンオキサイド、エチレングリコール	原料回収施設	◎	○	—	
		蒸留、濃縮施設	○	○	—	
		洗浄施設	—	○	—	
		分離施設	—	○	—	
		ろ過施設	—	○	—	
	排ガス洗浄施設	—	○	—		
	界面活性剤	混合施設	◎	◎	—	
IV	1, 4-ジオキサンを含む廃棄物の焼却施設		—	—	◎	
その他	研究、検査、試験等施設		○	○	—	

◎：1, 4-ジオキサンを含む廃棄物が排出されている施設

○：1, 4-ジオキサンを含む廃棄物の排出について報告はないが、排水等の工程から指定が必要と考えられる施設

△：不純物として微量の1, 4-ジオキサンを含む原料を使用している施設